

別表 3

【適合判定料金】一戸建ての住宅・共同住宅等 税込（単位：円）

適用区分	併願申請なし*1			併願申請あり*1			計算・仕様併用*2		
用途・種別	判定料	計画変更	軽微変更 該当証明	判定料	計画変更	軽微変更 該当証明	判定料	計画変更	軽微変更 該当証明
一戸建ての住宅・木造 (BVJで確認申請を申請した場合)	44,000	22,000	22,000	11,000	5,500	5,500	33,000	16,500	16,500
一戸建ての住宅・S造、RC造 (BVJで確認申請を申請した場合)	66,000	33,000	33,000	11,000	5,500	5,500	44,000	22,000	22,000
一戸建ての住宅・木造 (BVJで確認申請を申請しない場合)	52,800	26,400	26,400	16,500	8,250	8,250	33,000	16,500	16,500
一戸建ての住宅・S造、RC造 (BVJで確認申請を申請しない場合)	74,800	37,400	37,400	16,500	8,250	8,250	44,000	22,000	22,000
共同住宅等・複合建築物の住宅部分 (BVJで確認申請を申請した場合)*5	132,000+N ×3,300	66,000+N× 1,650	66,000+N× 1,650	11,000+(N- 1)×1,100	5,500+(N- 1)×550	5,500+(N- 1)×550	99,000+N× 3,300	49,500+N× 1,650	49,500+N× 1,650
共用部の審査を行う場合は共用部料金右 記料金を加算する(100戸未満)*5	132,000	66,000	66,000	132,000	66,000	66,000	132,000	66,000	66,000
共用部の審査を行う場合(100戸以上) *5	132,000+(N -100)×550	66,000+(N- 100)×275	66,000+(N- 100)×275	132,000+(N -100)×550	66,000+(N- 100)×275	66,000+(N- 100)×275	132,000+(N -100)×550	66,000+(N- 100)×275	66,000+(N- 100)×275

*1 併願申請とは：低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、性能向上計画認定（30条認定）に係る技術的審査、長期使用構造等である旨の確認、設計住宅性能評価書及び住宅性能証明書（省エネ基準（5-1：等級4以上、5-2：等級4以上）を満たすものに限る）のいずれかが当機関へ申請される場合

*2 計算・仕様併用：省エネ基準（5-1：等級4以上、5-2：等級4以上）のいずれかを仕様基準とした場合及び省エネ基準（5-1：等級4以上、5-2：等級4以上）の両方とも仕様基準とした場合

*3 計画変更の料金について下記に該当する場合は新規に提出があったものとして扱う。※審査中物件含む

① 計算方法を変更して申請する場合。

② 直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合。

③ 非住宅部分のみ適合判定通知書を受けた複合建築物について、住宅部分を含めた判定を要することとなった場合。

*4 軽微変更該当証明の料金について*3②に該当する場合は新規に提出があったものとして扱う。

*5 共同住宅等について、確認申請又は計画通知をBVJ以外で行う場合（予定を含む。）は、別表3において適用される料金の10%の額を加算する。

<建築物エネルギー消費性能適合性判定業務 複合建築物に係る判定料金>

・複合建築物に係る料金は非住宅部分については、別表4、住宅部分については、別表3により算定される料金の合計とする。

・計画変更及び軽微該当証明申請において、非住宅部分と住宅のいずれか一方の変更である場合にあっては、変更があった部分に係る変更料金を適用する。

別表 4

【適合判定料金】非住宅 税込（単位：円）

適用区分	用途					
規模	工場・倉庫系以外			工場・倉庫系※1		
モデル建物法	判定料	計画変更	軽微変更 該当証明	判定料	計画変更	軽微変更 該当証明
～ 300 ㎡未満	88,000	71,500	58,190	66,000	57,530	43,340
300 ㎡以上 ～ 500 ㎡未満	148,280	106,260	86,900	98,890	85,800	64,680
500 ㎡以上 ～ 1,000 ㎡未満	186,010	127,600	103,950	123,640	106,700	80,850
1,000 ㎡以上 ～ 2,000 ㎡未満	237,930	212,850	173,250	178,420	159,500	121,550
2,000 ㎡以上 ～ 3,000 ㎡未満	321,750	288,750	242,550	273,680	242,660	196,350
3,000 ㎡以上 ～ 4,000 ㎡未満	328,020	294,360	247,170	278,960	247,280	200,200
4,000 ㎡以上 ～ 5,000 ㎡未満	343,640	308,330	258,940	292,270	259,050	209,660
5,000 ㎡以上 ～ 10,000 ㎡未満	388,080	341,000	283,250	327,470	283,360	225,500
10,000 ㎡以上 ～ 20,000 ㎡未満	470,690	392,700	323,400	393,910	323,510	254,100
20,000 ㎡以上 ～ 50,000 ㎡未満	572,330	479,600	398,750	482,790	398,860	317,900
50,000 ㎡以上 ～ 100,000 ㎡未満	635,250	531,300	438,900	533,610	439,010	346,500
100,000 ㎡以上 ～ 200,000 ㎡未満	762,300	646,800	554,400	660,660	554,510	427,350
200,000 ㎡以上 ～ 300,000 ㎡未満	1,079,980	752,400	613,800	719,950	623,700	605,550
300,000 ㎡以上 ～	1,345,630	919,600	751,300	880,000	756,800	740,300
標準入力法（主要室入力法共）						
～ 300 ㎡未満	165,000	132,000	107,250	123,750	105,600	87,450
300 ㎡以上 ～ 500 ㎡未満	381,150	319,000	260,700	324,280	266,200	206,800
500 ㎡以上 ～ 1,000 ㎡未満	445,280	372,900	304,700	378,730	311,300	242,000
1,000 ㎡以上 ～ 2,000 ㎡未満	508,200	425,700	346,500	431,970	354,200	275,000
2,000 ㎡以上 ～ 3,000 ㎡未満	597,740	497,200	404,800	496,100	404,910	312,400
3,000 ㎡以上 ～ 4,000 ㎡未満	640,090	532,400	433,400	529,980	432,410	333,740
4,000 ㎡以上 ～ 5,000 ㎡未満	682,440	567,600	462,110	563,860	460,130	355,080
5,000 ㎡以上 ～ 10,000 ㎡未満	724,790	600,600	485,100	597,850	485,210	369,600
10,000 ㎡以上 ～ 20,000 ㎡未満	851,840	705,100	566,500	699,380	566,610	427,900
20,000 ㎡以上 ～ 50,000 ㎡未満	1,016,400	843,700	682,000	838,530	682,110	520,300
50,000 ㎡以上 ～ 100,000 ㎡未満	1,143,450	947,100	762,300	940,170	762,410	577,500
100,000 ㎡以上 ～ 200,000 ㎡未満	1,320,000	1,093,400	911,900	1,067,220	877,910	693,000
200,000 ㎡以上 ～ 300,000 ㎡未満	1,608,200	1,283,700	1,092,300	1,194,270	993,410	808,500
300,000 ㎡以上 ～	1,829,300	1,538,900	1,331,000	1,321,320	1,108,910	924,000

*1 工場・倉庫系：確認申請の用途が右記のみで構成されている建物 工場(08340)、自動車修理工場(08350)、危険物の貯蔵又は処理に供するもの（08360）、堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場（08430）（堆肥舎を除く）、自動車車庫（08490）、自転車駐車場（08500）、倉庫業を営む倉庫（08510）、倉庫業を営まない倉庫（08520）、卸売市場（08610）、農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの（08630）、農業の生産資材の貯蔵に供するもの（08640）、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（08620）

*2 標準入力法からのコンバートによる申請の場合、別途追加額を加算とする。

*3 計画変更の料金について下記に該当する場合は新規に提出があったものとして扱う。

①モデル建物法を標準入力法に変更する等、計算方法を変更して申請する場合。

②直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合。

*4 軽微変更該当証明の料金について*3②に該当する場合は新規に提出があったものとして扱う。